



# れいわ ねんど おおさかしじつびちょうしゅう かか ほそくきゅうふじぎょう あんない 令和7年度 大阪市実費徴収に係る補足給付事業のご案内

大阪市こども青少年局

## じつびちょうしゅう かか ほそくきゅうふじぎょう 1 実費徴収に係る補足給付事業とは

保育所(園)、幼稚園(新制度に移行している園のみ)、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業で使用する日用品・文房具等の購入に要する費用、遠足等の行事への参加に要する費用等について、本市の定める利用者負担額(保育料)とは別に、各施設等が実費徴収を行います。この実費徴収について、大阪市にお住まいの生活保護世帯及び 保育認定の里親世帯のこどもの支給認定保護者を対象に、費用の一部を給付する事業です。

## ほそくきゅうふ げんどがく 2 補足給付の限度額

| 対象経費                                             | 給付限度額                                                              | 対象認定区分                                                         |
|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| にちようひん ぶんぼうぐなど こうにゅう よう ひよう<br>日用品・文房具等の購入に要する費用 | ひとり<br>こども1人あたり<br>げつがく えん<br>月額 2,700円<br>ねんがく えん<br>(年額 32,400円) | ごう ごう ごう<br>1号・2号・3号<br>(里親世帯は2号・3号)<br>にんてい たいしゅう<br>認定こどもが対象 |
| ぎょうじ さんか よう ひよう<br>行事への参加に要する費用                  |                                                                    |                                                                |

★ 施設等やお子さまの年齢により、実費徴収額は異なります。各施設等において、補足給付の対象とされるものの内容や、認定後の精算方法については、ご利用の施設等に直接お問い合わせください。

## ほそくきゅうふじぎょう たいしゅう 3 補足給付事業の対象となるもの・ならないもの

### ● 補足給付事業の対象となるもの(例)

- ・制服・通園かばん・スモック・体操服・おむつ(リース可)・午睡用ふとん(リース可)
- ・名札・名前のゴム印・カラー帽子・歯ブラシ・タオル・コップ・上履き・文房具・連絡帳
- ・食事エプロン・教材代・絵本代・IDカード・修了証書入れ・各種保険料・バス送迎費
- ・宿泊行事費・遠足等の行事に係る交通費や入場料(こどもに係る費用のみ) など

※ 上記については、施設等から直接購入した場合のみ対象となります。

### ● 補足給付事業の対象とならないもの(例)

- ・保護者が施設等以外から購入したもの  
(ただし、「①施設等が指定した店で、②施設等が指定したもの」を購入した場合は対象)
- ・延長保育料、一時預かり保育料
- ・PTAや保護者会の運営に要する費用
- ・写真、アルバム、DVD等・英語レッスン料、講師謝礼等・主食費及び副食費 など

(裏面につづく)

## 4 申請方法

この制度を利用するためには、支給認定保護者から大阪市へ申請(申込)が必要です。

書面またはオンラインで申請してください。

### <書面の場合>

「**大阪市実費徴収に係る補足給付費交付認定申請書**」に必要事項を記入し、

下記の担当宛に郵送にて提出してください。

|           |                                           |
|-----------|-------------------------------------------|
| 【提出先】     | 大阪市 児童青少年局 幼保企画課 認可給付グループ<br>(実費徴収申請書 在中) |
| 〒530-8201 | 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所地下1階                  |

※ きょうだいが同じ施設等を利用されている場合は、申請書1枚にまとめて記載し提出してください。

※ 申請書は、利用施設等にありますので直接お問い合わせください。  
また、大阪市ホームページからもダウンロードできます。

ホームページはこちら 



### <オンラインの場合>

「**大阪市行政オンラインシステム**」より申請をすることが可能です。

下記QRコードから申請フォームにログインして、手続きを行ってください。



オンライン申請はこちら 

### 【注意事項】

- ◇ このリーフレットは事業概要をお知らせするものです。補足給付事業を利用される場合は、申請手続きを行ってください。
- ◇ 申請内容を確認したうえで、大阪市より利用施設等を通じて交付認定または不交付認定の決定を通知します。
- ◇ 認定後、実費徴収した金額については、利用施設等において精算します。

(発行 : 大阪市児童青少年局 幼保企画課 / 電話 06-6208-8259)